

○丹波篠山市防災士育成事業補助金交付要綱

平成25年7月30日

要綱第51号

改正 平成30年6月29日要綱第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災の担い手の育成を促進し、もって地域コミュニティの活性化及び地域防災力の向上を図るため、自治会等の自主防災組織の構成員が、防災士の資格を取得することに対して補助金を交付することに関し、丹波篠山市補助金等交付規則（平成17年篠山市規則第25号）第26条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(補助金の補助対象)

第2条 この要綱による補助金は、次に掲げる講座のいずれかを受講する者に対し、交付するものとする。

(1) 兵庫県が行う「ひょうご防災リーダー講座」

(2) 日本防災士機構が行う「防災士研修講座」

(補助対象経費)

第3条 補助する経費は、前条の講座の受講に要する費用として次に掲げるものとする。

(1) 教科書代等

(2) 資格取得試験受験料

(3) 防災士登録料

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費の合計額とし、その限度額は、1人当たり1万円とする。

(補助対象者)

第5条 補助の対象者は、市内の自主防災組織の構成員で、自主防災組織の会長等から推薦されたものとする。

(補助の条件)

第6条 市長は、補助を行うときは、次の条件を付するものとする。

(1) 補助を受けた者は、市内で行われる防災訓練に積極的に参加するものとする。

(2) 補助を受けた者は、市と連携し、地域の防災活動及び啓発に努めるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、ひょうご防災リーダー講座又は防災士研修講座の申込み1週間前までに丹波篠山市防災士育成事業補助金等

交付申請書兼推薦書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。
（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、丹波篠山市防災士育成事業
補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するもの
とする。

2 市長は、前項の審査の結果、適当と認めないときは、丹波篠山市防災士育
成事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知す
るものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、防災士資格取得後2週間以内に、丹
波篠山市防災士育成事業補助金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しな
ければならない。

（額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告があつた場合において、当該報告に係る書
類の審査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件
に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、丹波篠山市防
災士育成事業補助金額の確定通知書（様式第5号）により、補助金の交付決
定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の交付請求等）

第11条 補助金の交付請求は、防災士資格取得後、丹波篠山市防災士育成事
業補助金交付請求書（様式第6号）により行うものとする。

2 市長は、前項の請求があつたときは、速やかに補助金を交付するものとし
る。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当
すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又
は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月29日要綱第62号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

丹波篠山市防災士育成事業補助金等交付申請書兼推薦書

年 月 日

丹波篠山市長

住所

氏名

印

（所属自主防災組織名）

私は、丹波篠山市防災士育成事業補助金を受けたいので、丹波篠山市防災士育成事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 資格取得に要する経費総額の内訳

防災士受講テキスト料 防災士資格取得試験受験料、日本防災士機構への登録料

2 申請額 _____ 円

3 添付書類

推薦書

上記の者について、地域の防災・減災のため丹波篠山市防災士育成事業補助事業の対象者として推薦します。

年 月 日

推薦者

印

様式第2号（第8条関係）

丹波篠山市防災士育成事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

丹波篠山市長 印

年 月 日付けで交付申請のありましたこのことについて、丹波篠山市防災士育成事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定しました。

記

交付決定額 _____ 円

内 訳

様式第3号（第8条関係）

丹波篠山市防災士育成事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

丹波篠山市長 印

年 月 日付けで交付申請のありましたこのことについて、丹波篠山市防災士育成事業補助金交付要綱第8条の規定により、不交付することに決定しました。

様式第4号（第9条関係）

丹波篠山市防災士育成事業補助金実績報告書

年 月 日

丹波篠山市長

申請者 住 所
氏 名 国

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった丹波篠山市防災士
育成事業補助金について、丹波篠山市防災士育成事業補助金交付要綱第9条の規定により、
関係書類を添えて下記のとおり実績報告します。

記

1 補助事業の名称

丹波篠山市防災士育成事業

2 交付決定額

金 _____ 円

3 登録の年月日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

4 添付書類

- (1) 防災士認証状の写し
- (2) 支払いを証明する書類

様式第5号（第10条関係）

丹波篠山市防災土育成事業補助金額の確定通知書

年 月 日

住所

氏名

様

丹波篠山市長

印

年 月 日付で実績報告のあった丹波篠山市防災土育成事業補助金について、丹波篠山市防災土育成事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金額を確定します。

記

1 確定額

金 _____ 円

様式第6号（第11条関係）

丹波篠山市防災士育成事業補助金交付請求書

年 月 日

丹波篠山市長

住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた丹波篠山市防災士育成事業補助金について、丹波篠山市防災士育成事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

【振込先】

銀行名	支店名	支店	預金種目	1普通 2当座 4貯蓄 9その他（ ）
口座番号				
口座名義 (カナ)				

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)